

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年8月8日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300828号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400043号

## 第1 結論

請求者のA社における令和2年4月15日の標準賞与額を50万円、同年8月14日の標準賞与額を100万円に訂正することが必要である。

令和2年4月15日及び同年8月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年4月15日及び同年8月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和61年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和2年4月15日  
② 令和2年8月14日

A社から支払われた請求期間①及び②の賞与について、標準賞与額が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された「2020年1月1日～2020年12月31日賃金台帳」により、請求者は、請求期間①及び②に同社から賞与(請求期間①は50万円、請求期間②は100万円)の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(請求期間①は50万円、請求期間②は100万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和2年4月15日及び同年8月14日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和5年4月12日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和2年4月15日及び同年8月14日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300994号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400044号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①、②、④、⑤、⑥及び⑧から⑮までについて、別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①、②、④、⑤、⑥及び⑧から⑮までの別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①、②、④、⑤、⑥及び⑧から⑮までの別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日における、同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間①、②、⑤、⑥、⑧及び⑩について、別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日の標準賞与額を、同表の第5欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①、②、⑤、⑥、⑧及び⑩の別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日における同表の第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額(別表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年8月9日  
② 平成16年12月14日  
③ 平成17年8月10日  
④ 平成19年12月17日  
⑤ 平成20年12月17日

- ⑥ 平成21年8月10日
- ⑦ 平成21年12月18日
- ⑧ 平成22年8月10日
- ⑨ 平成23年8月10日
- ⑩ 平成23年12月16日
- ⑪ 平成24年12月17日
- ⑫ 平成25年8月12日
- ⑬ 平成25年12月16日
- ⑭ 平成26年12月16日
- ⑮ 平成30年12月14日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑮までの賞与の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①、②、④、⑤、⑥及び⑧から⑮までについて、請求者から提出された当該期間に係る賞与明細書により、請求者は事業主から、別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日において、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②、④、⑤、⑥及び⑧から⑮までに係る標準賞与額については、請求者から提出された当該期間に係る賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほか、請求期間①、②、④、⑤、⑥及び⑧から⑮までに係る賞与の届出及び保険料納付について確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①、②、⑤、⑥、⑧及び⑩について、請求者から提出された当該期間に係る賞与明細書により、請求者は厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を上回る賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間①、②、⑤、⑥、⑧及び⑩に係る標準賞与額については、別表の第5

欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間①、②、⑤、⑥、⑧及び⑩における別表の第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額（別表の第4欄に掲げる訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間③及び⑦について、請求者は当該期間に係る賞与明細書を保有しておらず、事業主からの回答を得られない上、事業主は、日本年金機構に対し、事務所を引越し、資料は見当たらない旨、請求者を含む従業員等の賞与額や厚生年金保険料の控除を確認できる貸金台帳及び源泉徴収簿はない旨回答していることから、当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

また、請求者は、賞与が振り込まれた預金通帳を保有していないことから、金融機関に照会を行ったものの、金融機関は、請求期間③及び⑦に係る取引明細表について、10年超のデータは保存しておらず、回答できない旨回答していることから、当該期間に係る賞与の支給を確認できず、厚生年金保険料控除額を推認することができない。

さらに、請求者から提出された請求期間③に係る平成18年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書及び請求期間⑦に係る平成22年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書に記載された「社会保険料」の金額からは、当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間③及び⑦における賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間③及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 別表

請求 期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
	賞与支給年月日	賞与額 に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法 第75条本文 訂正後の 標準賞与額
①	平成16年8月9日	19万円	1万4,000円	1万4,000円	19万円
②	平成16年12月14日	23万円	1万7,000円	1万7,000円	23万円
④	平成19年12月17日	31万円	31万円	31万円	—
⑤	平成20年12月17日	31万円	30万3,000円	30万3,000円	31万円
⑥	平成21年8月10日	31万円	30万3,000円	30万3,000円	31万円
⑧	平成22年8月10日	45万円	44万円	44万円	45万円
⑨	平成23年8月10日	30万円	30万円	30万円	—
⑩	平成23年12月16日	30万円	29万4,000円	29万4,000円	30万円
⑪	平成24年12月17日	30万円	30万円	30万円	—
⑫	平成25年8月12日	27万円	27万円	27万円	—
⑬	平成25年12月16日	28万5,000円	28万5,000円	28万5,000円	—
⑭	平成26年12月16日	33万円	33万円	33万円	—
⑮	平成30年12月14日	33万7,000円	33万7,000円	33万7,000円	—

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100078号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400046号

### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における標準賞与額の訂正を認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和57年生  
住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年7月3日

B社において、令和元年10月から令和2年3月までの勤務評定としての賞与が同年7月3日に支払われたが、同社は同年7月1日にA社に吸収合併された。

請求期間の賞与については、B社の権利義務を承継したA社の標準賞与額としてほしい。

### 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社における令和2年7月3日の標準賞与額については、既に令和5年11月16日付けで、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録されており、請求者の主張と符合する内容であることが確認できる。

このことから、請求期間について、請求者のA社における標準賞与額の訂正を行う必要は認められない。

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2300995 号  
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第 2400045 号

## 第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA学校（現在は、B学校）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名（続柄） ； 女（妻）  
基礎年金番号 ；  
生年月日 ； 昭和17年生  
住 所 ；

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 ； 男  
基礎年金番号 ；  
生年月日 ； 大正8年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 ； 昭和22年4月30日から昭和23年4月1日まで

私の夫（訂正請求記録の対象者）は、請求期間に、A学校で正規の教員（公務員）として勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B学校から提出された訂正請求記録の対象者に係る履歴書によると、訂正請求記録の対象者は、請求期間に「地方教官」として、A学校に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C県教育委員会は、「地方教官」は「吏員」の身分で、恩給法（大正12年10月1日施行）の適用対象であったと回答しているところ、同委員会の担当者は、恩給法の適用対象となる「吏員」が厚生年金保険に加入することはできなかった旨陳述している。

また、年金情報総合管理・照合システム、オンライン記録及び適用事業所名簿において、A学校が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できず、B学校が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和38年11月25日であり、請求期間当時において、A学校が厚生年金保険の適用事業所であった記録を確認することができない。

さらに、B学校の事業主は、訂正請求記録の対象者について、上記履歴書以外の資料は残っていないため、当時の状況は不明である旨回答している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認で



きる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。